

(案)

(令和5年度変更)  
**磐城地域森林計画書**  
(磐城森林計画区)

計画期間 自 令和 5年 4月 1日  
至 令和15年 3月31日

福 島 県



## 磐城地域森林計画の主な変更内容

変 更 内 容	反映箇所
(1) 地域森林計画の対象とする森林の区域について、林地開発行為の完了及び海岸防災林の完了により変更した。	Ⅱ－第1
(2) 全国森林計画の変更在即して、記載内容を変更した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土等の安全対策の適切な実施</li> <li>・木材合法性確認の取組強化</li> <li>・花粉症発生源対策の加速化</li> <li>・林業労働力の確保の促進</li> <li>・高度な森林資源情報の整備・活用</li> </ul>	Ⅱ－第2－1 Ⅱ－第3－2 Ⅱ－第3－6 Ⅱ－第4－1
(3) 保安林の計画面積について、国道の整備及び夏井川河川改修工事などに伴い計画量を変更した。	Ⅱ－第6－5－(1) －イ 別表5
(6) 治山事業の計画量について、令和4年3月の地震及び近年の豪雨等により山腹崩壊等が発生し、人家等に被害をもたらす危険性が高いことから早急に復旧を図るためなどから計画量を変更した。	Ⅱ－第6－5－(3) 別表6

# 磐城森林計画区位置図



- いわき市地区名
- |      |      |
|------|------|
| ①平   | ⑧好間  |
| ②常磐  | ⑨小川  |
| ③小名浜 | ⑩三和  |
| ④内郷  | ⑪四倉  |
| ⑤勿来  | ⑫川前  |
| ⑥遠野  | ⑬久之浜 |
| ⑦田人  | ⑭大久  |



## □ 森林計画制度について

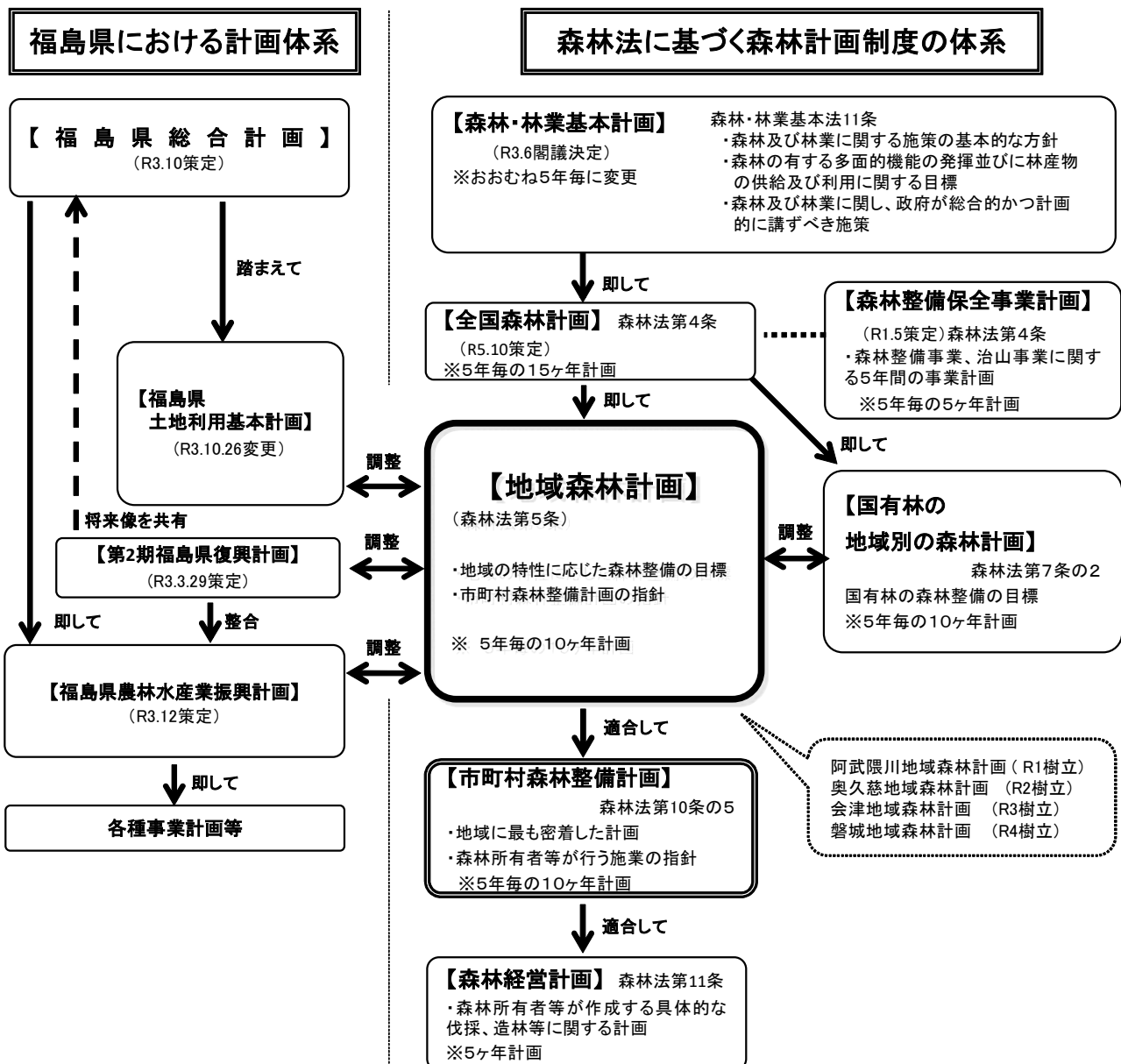
森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。

また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じて実施する必要があります。そのため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

### 地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して、知事が各森林計画区の民有林について5年毎に10年を1期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となるものです。

## 森林林業に関する計画



## 全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

### ○前全国森林計画（計画期間15年）

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
平成30年度樹立 全国森林計画 (平成31～令和15年度)	前期5年					中期5年					後期5年				

### ○新全国森林計画（計画期間15年）

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
令和5年度樹立 全国森林計画 (令和6～20年度)						前期5年					中期5年					後期5年				

### ○地域森林計画（計画期間10年）

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
令和4年度樹立 磐城地域森林計画 (令和5～14年度)					前期5年					後期5年					

# 目 次

I	計画の大綱	1
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1)	森林の整備及び保全の目標	3
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	3
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3
2	その他必要な事項	
(1)	森林の放射性物質対策	3
(2)	木質バイオマスの利活用の推進	4
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	1 0
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	1 2
(3)	その他必要な事項	1 2
2	造林に関する事項	
(1)	人工造林に関する指針	1 3
(2)	天然更新に関する指針	1 5
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	1 7
(4)	その他必要な事項	1 7
3	間伐及び保育に関する事項	
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	1 9
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	2 0
(3)	その他必要な事項	2 2
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	2 3
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	2 3

(3) その他必要な事項	24
--------------	----

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	29
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	29
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	29
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	29
(5) 林産物の搬出方法等	30
(6) その他必要な事項	30

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	31
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	31
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	31
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	32
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	33
(6) その他必要な事項	33

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	34
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	34
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	34
(4) その他必要な事項	34

### 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	35
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	35
(3) 治山事業の実施に関する方針	35
(4) 特定保安林の整備に関する事項	35
(5) その他必要な事項	35



<b>3 鳥獣害の防止に関する事項</b>	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	3 6
(2) その他必要な事項	3 6
<b>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</b>	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	3 7
(2) 鳥獣害対策の方針 (3に掲げる事項を除く。)	3 7
(3) 林野火災の予防の方針	3 7
(4) その他必要な事項	3 7
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	
(1) 保健機能森林の区域の基準	3 8
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	3 8
<b>第6 計画量等</b>	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	3 9
2 間伐面積	3 9
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3 9
4 林道の開設及び拡張に関する計画	3 9
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 0
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 0
(3) 実施すべき治山事業の数量	4 0
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	4 0
<b>第7 その他必要な事項</b>	4 0

## 別 表

別表 1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 3
別表 2	人工造林及び天然更新別の造林面積	4 4
別表 3	林道の開設及び拡張に関する計画	4 2
別表 4	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	4 2
別表 5	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	4 5
別表 6	実施すべき治山事業の数量	5 2
別表 7	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	4 2
別表 8	保安林その他制限林の施業方法	4 2

## I 計画の大綱

変更なし（令和4年度 地域森林計画書のとおり）

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です<sup>※1</sup>。

森林計画図の縦覧場所は、福島県農林水産部森林計画課（計画区全域）、当該区域を管轄する県の農林事務所及び市町村（いずれも管轄区域のみ）となっています。

なお、本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可<sup>※2</sup>、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出<sup>※3</sup>の対象となります。

※1 地震や津波により立木等が失われた箇所についても、土地の性質や土地利用の状況等を勘案し、引き続き計画の対象としています。

※2 保安林及び保安施設地区内の森林並びに海岸法の海岸保全区域内の森林を除く。

※3 保安林及び保安施設地区内の森林を除く。

<市町村別面積>

単位 面積：ha

区 分		面 積	区 分		面 積
相 双 農 林 事 務	相 馬 市	<u>7,376</u>	い わ き 市	い わ き 市	<u>57,647</u>
	南 相 馬 市	<u>12,955</u>		平	(4,737)
	原 町	<u>(4,751)</u>		常 磐	(2,419)
	鹿 島	(4,828)		小 名 浜	(3,147)
	小 高	(3,375)		内 郷	(1,784)
	新 地 町	1,534		勿 来	(4,687)
	飯 舘 村	7,338		遠 野	<u>(5,272)</u>
	広 野 町	<u>2,746</u>		田 人	(6,283)
	檜 葉 町	1,965		好 間	(1,356)
	富 岡 町	<u>2,713</u>		小 川	(3,699)
	川 内 村	<u>11,955</u>		三 和	(11,914)
	大 熊 町	2,337		四 倉	(2,525)
	双 葉 町	2,540		川 前	(6,261)
	浪 江 町	<u>4,480</u>		久 之 浜	(875)
葛 尾 村	1,982	大 久	(2,689)		
計	<u>59,921</u>	計	<u>57,647</u>		
森林計画区計			<u>117,568</u> ha		

(注)四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標となる、森林の有する機能ごとの望ましい森林資源の姿は、表1のとおりです。また、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を進めるものとします。

本計画では、この事項及び以下の各事項において、この望ましい姿に誘導するための考え方や重点的に取り組むべき事項、計画量等を明らかにしています。

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。また、森林の資源状況を適確に把握するため、森林クラウドの効果的な活用を図るものとします。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に配慮します。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するものとします。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとします。

なお、放射性物質対策については、森林の有する公益的機能の発揮にも配慮するとともに、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を推進し、森林環境の回復を図るものとします。

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針は、表2のとおりです。

#### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(2)の森林整備及び保全の基本方針を勘案し、第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」、第6の2の「間伐面積」、第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」、第6の4の「林道の開設及び拡張に関する計画」並びに全国森林計画に示された森林の整備及び保全の目標との整合を図りつつ、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮した計画期末における森林の状態は、表3のとおりです。

なお、期待する機能の発揮に向けた誘導の考え方については、表4のとおりです。

## 2 その他必要な事項

### (1) 森林の放射性物質対策

森林整備を進めるに当たっては、森林の有する多面的機能の維持向上に努め、適正な森林整備と併せた放射性物質の拡散抑制対策を推進するものとします。

なお、森林における放射性物質による影響は長期に及ぶと考えられることから、森林における放射性物質のモニタリングや放射性物質対策の技術開発及び知見の集積に努めます。

(2) 木質バイオマスの利活用の推進

森林資源の有効活用を図る観点から、製材時の端材や林地における未利用間伐材等について、再生可能エネルギーとして利活用を推進するものとします。

表1 森林の有する機能と望ましい森林資源の姿

森林の機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

表2 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</li> <li>2 自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</li> <li>3 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養<sup>かん</sup>の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。</li> </ol>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</li> <li>2 自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</li> <li>3 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</li> <li>4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。</li> </ol>
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</li> <li>2 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。</li> </ol>

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</li> <li>2 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進する。</li> </ol>
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</li> <li>2 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>3 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。</li> </ol>
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた<u>安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入を推進する</u>。なお、<u>更新に当たっては花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽等に努めるものとする</u>。</p> <p>また、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるほか、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策を推進する。</p>

(注1)森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

(注2)これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。



表3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>/ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	60,065	<u>57,762</u>
	育成複層林	3,149	<u>7,836</u>
	天然生林	52,226	<u>49,843</u>
森 林 蓄 積		345	<u>349</u>

(注1)表中には、未立木地・竹林・更新困難地等は計上していません。

(注2)育成単層林、育成複層林及び天然生林の区分は、次のとおりです。

育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為 <sup>*1</sup> により成立させ維持される森林。
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 <sup>*2</sup> を構成する森林として人為的に成立させ維持される森林。
天然生林	主として天然力 <sup>*3</sup> を活用することにより成立させ維持される森林。

※1「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※3「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

表4 森林の区分に応じた誘導の考え方

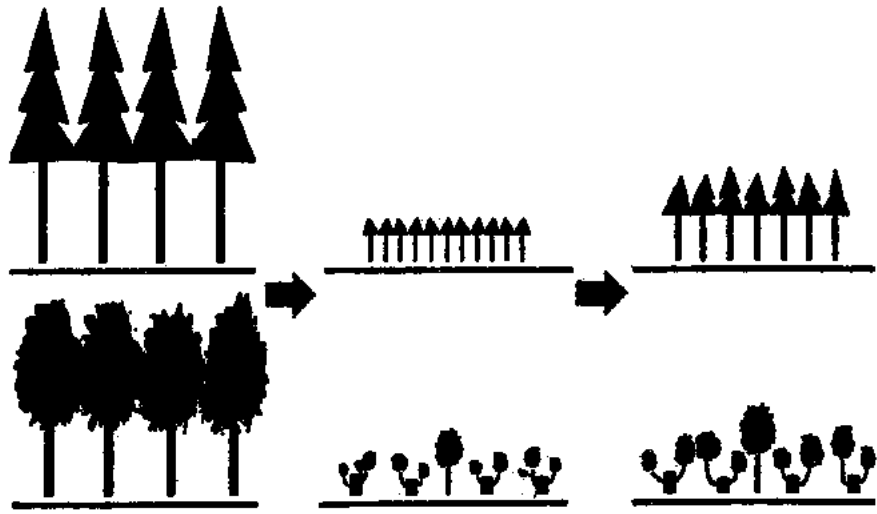
森林の区分		森林の区分に応じた誘導の考え方
育成林	育成単層林	<p>1 現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。</p> <p>この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。</p> <p>2 急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図る。</p> <p>公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導する。</p> <p>3 上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。</p> <p>また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。</p>
	育成複層林	<p>1 現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。</p> <p>2 希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。</p>
天然生林		<p>1 現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。</p> <p>2 その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。</p>

(参考)

育成林…植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

育成単層林

林木の一定のまとまりを一度に全部伐採

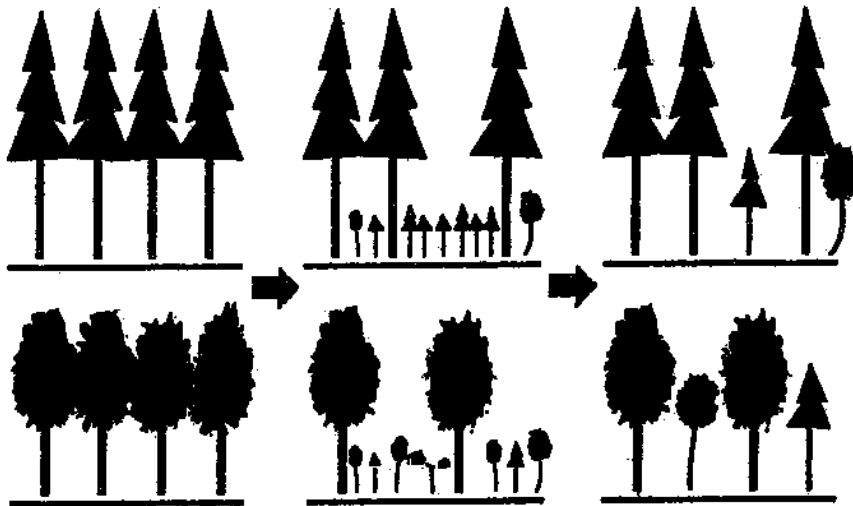


植栽、ぼう芽

保育・間伐

育成複層林

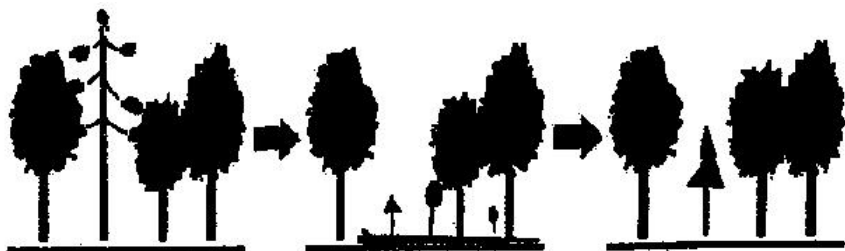
択伐等により部分的に伐採



植栽、刈り払い、  
地表かきおこし等

保育・間伐

天然生林…主として天然力の活用により、保全管理する森林



### 第3 森林の整備に関する事項

民有林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育の施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ、施業の集約化や機械化等により、効率的かつ効果的に行うこととします。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法及び標準伐期齢については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実に資することを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとします。

また、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の森林の更新を妨げないよう「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を考慮し伐採の方法等を決定することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

##### ア 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐は更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとします。

(\*更新とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地になること。

伐採方法	内容及び標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

## イ 伐採における留意事項

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の事項に留意するものとします。

項目	留意すべき事項
1箇所当たりの伐採面積	<p>a 保安林等法令により立木の伐採について制限がある森林（別表8参照）については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。</p> <p>b 制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保を考慮して、1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに、伐採箇所についても分散を図るものとする。</p>
林地の保全	<p>林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。</p>
生物多様性の保全	<p>森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努めるものとする。</p>
伐採跡地の連続性の回避	<p>森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。</p>
伐採後の適確な更新の確保	<p>a 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を画策し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、前生稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。</p> <p>b 特に天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。</p>
保護樹帯の設置	<p>林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置するものとする。</p>
放射性物質の拡散抑制対策	<p>放射性物質の拡散抑制対策に関するさまざまな知見等も踏まえながら、地域の実情や現場の状況等に応じた伐採・搬出方法とするものとする。</p>

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、市町村森林整備計画において定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

標準伐期齢は、次表に基づき平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して主要な樹種ごとに定めます。

その際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を別に区分します。

なお、特定苗木などの成長に優れた苗木については、知見や実証の成果等を収集し、その特性に対応した標準伐期齢の検討を進めるものとします。

<樹種別の立木の標準伐期齢>

単位 林齢：年

スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
45	50	40	40	55	15	65	20

※ 広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

## (3) その他必要な事項

### ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

### イ その他

伐採作業を行うにあたり、空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

## 2 造林に関する事項

造林樹種、造林の標準的な方法及び伐採跡地を更新する期間並びに植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

なお、造林に当たっては、多様な森林資源の整備に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を確保するため、確実な更新が図られるよう努めることとし、特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分に確認することなどにより適切な更新方法を選択することとします。また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとします。なお、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとします。

また、技術開発や知見の集積を図りながら、荒廃地や伐採跡地の速やかな更新による放射性物質の拡散抑制や地域の実情に応じた伐採・更新による森林再生を推進するものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとします。

苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められるものです。

#### (ア) 幅広い樹種の選択

地域における過去の施業状況から見て、一定の活着率や活着後の生育が確保される樹種とするとともに、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種も含む幅広い樹種が選定されるよう配慮するものとします。

#### (イ) 標準的な樹種以外の取り扱い

風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するよう、市町村森林整備計画に記載するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべきことを明らかにした上で樹種を定めるものとします。

## <人工造林の対象樹種>

樹 種 名		備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等	

### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法を勘案して、人工造林の標準的な方法を定めるとともに、伐採からコンテナ苗を活用した造林まで連続した作業システムや低密度植栽の導入に努めるものとします。

なお、人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定められるものです。

#### (ア) 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数が適用されるよう配慮して定めるものとします。

##### a 樹下植栽本数

複層林化を図る場合の樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を市町村森林整備計画に記載するものとします。

##### b 標準的な植栽本数によらない場合の取り扱い

森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持、又は新たな施業技術の開発等により、標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとします。

また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、市町村森林整備計画に記載するとともに、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとします。



<標準的な植栽本数>

樹種	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	1,500～3,000	樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとします。
ヒノキ	1,500～3,000	
アカマツ	5,000	
クロマツ	10,000	
カラマツ	1,500～2,500	
広葉樹	1,500～6,000	

(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針

表5のとおり。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林で、皆伐については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。

また、択伐については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定められるものです。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、次表に基づき、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

<天然更新の対象樹種>

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の確実な更新を図ることを旨として定めるものとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

(ア) 天然更新補助作業に関する指針

天然下種更新による場合はそれぞれの森林の状況に応じて、また、ぼう芽更新による場合にはぼう芽の発生状況等を考慮して、表5に示す天然更新補助作業を行うこととします。

(イ) 適確な天然更新の確保

天然更新による場合は、ウに定める天然更新をすべき期間内に天然更新の対象樹種が、立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって、更新完了を判断するものとします。

また、天然更新が困難であると判断される場合には、植込みなどの天然更新補助作業を行うか、更新の方法を人工造林に変更するなどして、確実な更新を図るものとします。

なお、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとします。

○立木度は、幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、1ha当たり10,000本を目安とする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できないものについては、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

### (4) その他必要な事項

#### ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸防災林等の復旧に向けたマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し特定母樹等から生産した優良種苗の供給を推進します。

#### イ 花粉発生源対策の加速化

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない苗木の植栽を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとします。

#### ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進します。

#### エ 森林の再生

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。

また、きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進します。

#### オ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度における森林の状況報告の適切な運用を図るものとします。

表5 人工造林及び天然更新の標準的な方法の指針

項目		標準的な方法の指針	
人工造林	地拵えの方法	<p>a 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。</p> <p>b 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</p> <p>c 傾斜角30°以上の傾斜地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</p>	
	植付けの方法	<p>a 植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</p> <p>b 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。</p>	
	植栽時期	<p>a 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、クロマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</p> <p>b 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。</p>	
天然更新補助作業	天然下種更新	地表処理の方法	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
		刈出しの方法	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
	天然下種更新及びぼう芽更新	植込みの方法	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
	ぼう芽更新	芽かきの方法	ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外をかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行うものとする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育の標準的な方法については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」並びに2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

間伐及び保育に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進や地球温暖化の防止に配慮し、必要な施業を適時・適切に行うとともに、高齢級林分においても間伐を推進するなど、健全な森林の育成が図られるよう努めるものとします。

また、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要がある森林については、施業方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進するものとします。

なお、間伐等による伐採については、林床植生の成長促進を通じて放射性物質の拡散抑制効果もあることから、技術開発や知見の集積を図り、地域の実情に応じた適正な施業に努めるものとします。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に基づき、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとします。

また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、間伐を行う際の規範として定めるものとします。

## ア 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 (植栽本数)	間伐時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	3,000本/ha	19	25	32	40	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</li> <li>・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。</li> <li>・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</li> <li>・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害のおそれのない林分において実施すること。</li> <li>・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。</li> <li>・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。</li> </ul>
ヒノキ	3,000本/ha	19	25	32	40	-	
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500本/ha	16	21	26	31	40	

### イ 間伐率の決定

林床植生の成長を促すため、一定の相対照度が確保できるよう間伐率を決定するとともに、樹冠がうっ閉することから、繰り返しの間伐を行うものとします。

### ウ 表土の流出抑制、土壌の保全

林床植生が失われて土壌流出のおそれが高い箇所や、列状間伐で伐採幅が広がる場合には、土砂流出を抑制する観点から、必要に応じ表土流出防止工や土壌保全措置を行うものとします。

### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、次表に基づき、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、森林の保育を行う際の規範として定めるものとします。



### (3) その他必要な事項

#### ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、間伐や保育時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

#### イ その他

伐採作業を行うに当たり空間線量率等を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。



## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の整備については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「公益的機能別施業森林」という。）の区域は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下それぞれ「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」という。）に区分されます。

区域の設定に当たっては、第2の1（1）の「森林の整備及び保全の目標」を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限のある森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考にしながら、表6に基づき設定するものとします。

なお、この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

また、自然的、社会的、経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとします。

#### イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、第2の1（2）の「森林整備及び保全の基本方針」や機能発揮に向けた育成単層林・育成複層林・天然生林ごとの誘導の考え方を踏まえつつ、市町村森林整備計画において、表6及び表7に基づき公益的機能別施業森林ごとに定めるものとします。

### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）の区域の設定に当たっては、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、表6に基づき設定するものとします。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域についても表6に基づき設定するものとします。

この際、区域内において（1）の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

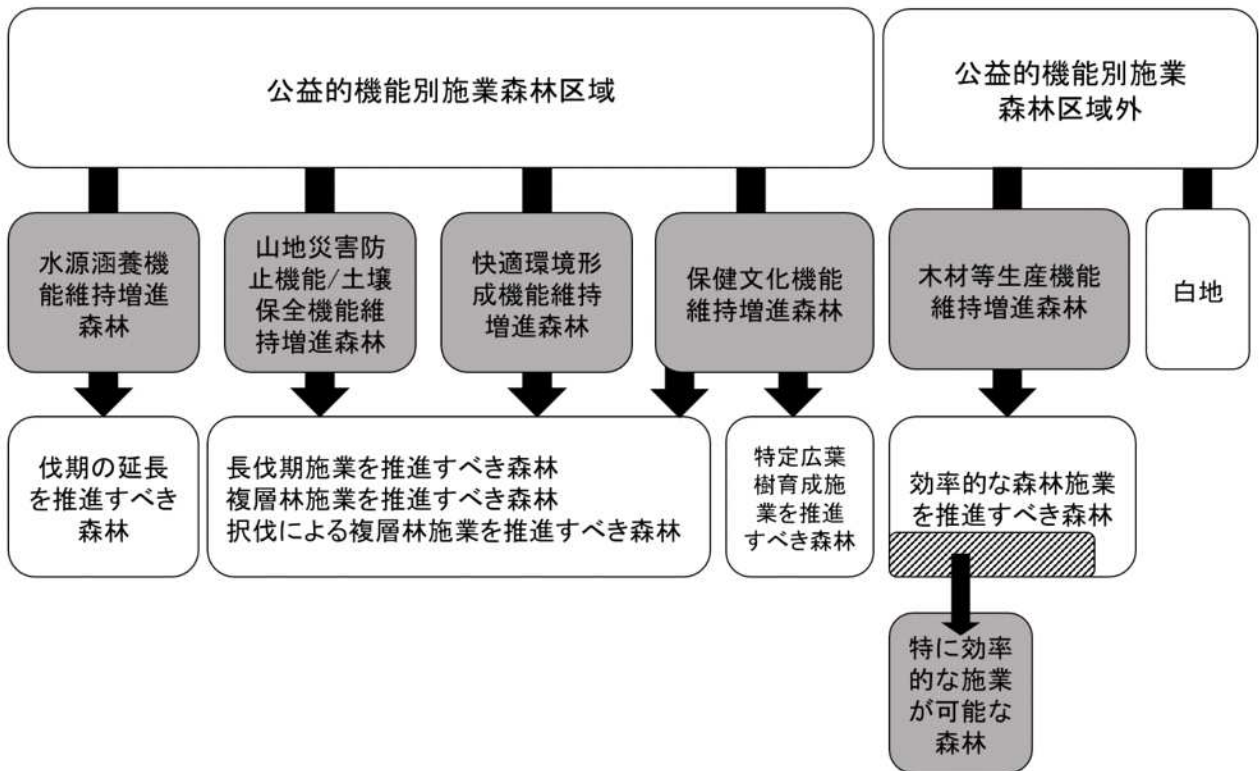
#### イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、表6のとおりとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や森林施業の集約化等による効率的な森林整備を推進するものとします。

(3) その他必要な事項

特になし



(参考) 公益的機能別施業森林等の区分

表6 公益的機能別施業森林等における区域の基準と施業の方法に関する指針

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
水源涵養機能維持増進森林	①水源かん養保安林、干害防備保安林 ②ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ③地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等周辺の森林 ④水源涵養機能の評価が高い森林、等	1 伐期の延長を推進する。 2 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進する。(表7参照) 3 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
土地適正環境形成の防止及びは保健文化機能	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	①土砂流出及び土砂崩壊防備保安林、なだれ及び落石防止保安林 ②砂防指定地周辺の森林 ③山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ④山地災害防止機能の評価区分が高い森林、等
	快適環境形成機能及びは保健文化機能	①飛砂及び潮害防備保安林、防風・防霧・防雪・防火保安林 ②日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ③風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ④生活環境保全機能の評価区分が高い森林 ⑤放射性物質による生活圏への影響を踏まえ生活環境保全機能を回復すべき森林、等
	保健文化機能維持増進森林	①保健保安林、風致保安林 ②都市緑地法の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の森林 ③都市計画法の風致地区の森林 ④文化財保護法の史跡名勝天然記念物に係る森林 ⑤キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林 ⑥史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ⑦保健文化機能の評価区分が高い森林 ⑧放射性物質による入林者等への影響を踏まえ保健文化機能を回復すべき森林、等
1 複層林施業推進 ①複層林施業を推進する。 ②これらの公益的機能の維持増進を図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進する。(表7参照) 2 長伐期施業推進 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、これらの公益的機能が確保可能な場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢で主伐を行う)を行ったうえで皆伐することができる。その際には、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。 3 特定広葉樹施業推進 保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。 4 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。 5 快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ間伐等による放射性物質の拡散抑制対策を推進する。 6 労働者の安全で効率的な作業のため、路網の整備や機械化を推進する。		

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産機能維持増進森林	自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる次の森林等 ①林木の生育に適した森林 ②林道等の開設状況等から効果的な施業が可能な森林 ③木材等生産機能の評価区分が高い森林	1 地域における森林資源の保続に配慮しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。  2 放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	災害発生のおそれのある森林を除く人工林を中心とした林分構成である次の森林 ①林地生産力が高い森林 ②傾斜が比較的緩やかな森林 ③林道等や集落からの距離が近い森林	伐採後は原則、植栽による更新を行う。

表7 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

機能	区域の基準
<p>① 水源涵養機能<sup>かん</sup></p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の間隔の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進</p> <p>(1) 地形            ア 標高の高い地域            イ 傾斜が急峻な地域            ウ 谷密度の大きい地域            エ 起伏量の大きい地域            オ 溪床又は河床勾配の急な地域            カ 掌状型集水区域</p> <p>(2) 気象            ア 年平均又は季節的降水量の多い地域            イ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</p> <p>(3) その他            ア 大面積の伐採が行われがちな地域</p>
<p>② 山地災害防止機能／土壤保全機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(1) 地形            ア 傾斜が急な箇所            イ 傾斜の著しい変移点を持っている箇所            ウ 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下している部分を持っている箇所</p> <p>(2) 地質            ア 基岩の風化が異常に進んだ箇所            イ 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所            ウ 破砕帯又は断層線上にある箇所            エ 流れ盤となっている箇所</p> <p>(3) 土壤等            ア 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所            イ 土層内に異常な滞水層がある箇所            ウ 石礫地から成っている箇所            エ 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所</p>

機能	区域の基準
③快適環境形成機能	<p>次のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>ア 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>イ 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>ウ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
④保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性機能	<p>次のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (エについては、択伐による複層林施業に限る。)</p> <p>ア 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>イ 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>ウ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>エ 希少な生物の保護のため必要な森林</p>

(注) ②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道は、林業経営、森林管理にとって基幹となる施設であり、森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、効率的な森林施業を実施する上で、不可欠な施設となっています。

また、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を一体的に進めるとともに、建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマスなど県産材の安定供給を図るためにも、林内路網の整備を推進するものとします。

林道等の整備に当たっては、自然条件や事業量のまとまり等地域の特性に応じて、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両も走行する「林道」と林業用車両が走行する「林業専用道」、林業機械が走行する「森林作業道」の適切な組合せによる路網整備（既設路網の改良を含む）を推進するとともに、木材の大量輸送や災害の激甚化等の視点を踏まえながら、林道施設の機能維持・向上を図るものとします。

あわせて、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの整備とその普及・定着を図るものとします。

なお、計画期間内の林道（林業専用道も含む。以下同じ。）の開設量については、第6の4「林道の開設及び拡張に関する計画」のとおりです。

また、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や土砂流出抑制対策の実施、敷砂利やウッドチップなどによる路面洗掘防止等、土砂等流出の抑制措置を講じるものとします。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	506	1,081
うち林業専用道	4	4

(注) 基幹路網とは、車道である林道及び林業専用道

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

(1) で記載した林道と森林作業道の適切な組合せによる路網整備の目安となる、林地の傾斜や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表8のとおりです。

また、傾斜に応じた伐採搬出方法や高性能林業機械の組み合わせ等の作業システムについては、6の(3)の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」のとおりです。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により、低コストで効率的な森林施業を推進する「路網整備等推進区域」については、地形、地質、気象条件、森林の構成、木材生産機能、傾斜に応じた路網密度の水準（表8）等を勘案し、幹線となる林道の利用区域等を考慮しながら、市町村森林整備計画において区域を指定するものとします。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網の整備に当たっては、「林道規程」（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、県が定める「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」（平成23年1月25日22森第2412号農林水産部長通知）、「福島県森林作業道作設指針」（平成23年3月25日22森第2781号農林水産部長通知）に則り開設するものとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法に当たっては、林地保全に配慮した集材路や土場の配置・作設及び人家、道路、取水口周辺等での配慮、生物多様性と景観への配慮のため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を考慮し決定することとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当無し

(6) その他必要な事項

特になし

表8 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0～15°）	車両系	110以上	30以上
中傾斜地（15～30°）	車両系	85以上	23以上
	架線系	25以上	
急傾斜地（30～35°）	車両系	60〈50〉以上	16以上
	架線系	20〈15〉以上	
急峻地（35°～）	架線系	5以上	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。



## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、以下の事項について地域の実情に応じ、計画的かつ総合的に推進するものとします。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとします。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとします。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとします。

その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとします。あわせて、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めるものとします。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林クラウドの効果的な活用、森林管理の適正化を図るものとします。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業経営体の経営基盤の強化

林業従事者の養成及び確保を進めるためには、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の経営基盤や経営力の強化を図る必要があります。そのため林業経営体は、以下の点について条件整備を行うものとします。

- ①ICTを活用した生産管理手法の導入
- ②生産管理手法の導入や集約化等による年間を通じた事業量の安定的確保
- ③生産性の向上と収益性の確保
- ④林業経営体間の事業協力や共同組織化
- ⑤収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保
- ⑥通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化
- ⑦技能等の客観的評価の促進などによる処遇の改善

## イ 林業従事者の養成及び確保

林業従事者を確保するために県や林業経営体は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①林業経営体の体質強化（上記ア参照）
- ②新規就業希望者を対象とした多様な技能、技術取得のための長期研修講座の実施
- ③新規就業者を対象としたインターンシップや就業相談会
- ④林業従事者に対する知識・技術の取得のための計画的な研修の実施
- ⑤新たな森林整備の担い手として期待されるNPO、ボランティア等への支援
- ⑥地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大
- ⑦女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ

## ウ 林業後継者の育成

林業後継者の養成のために県や林業経営体は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境の整備
- ②林研グループ等若手後継者の育成と活動の支援
- ③地域林業の中核となるリーダーの養成と後継者が育ちやすい環境の構築

## エ 労働安全衛生対策の推進

林業従事者の労働安全を確保するために林業経営体や県・市町村等は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①作業現場への巡回指導やリスクアセスメントの推進
  - ②安全衛生教育や新たな作業システムに対応した研修等の実施
  - ③振動障害予防のための特殊健康診断や蜂アレルギー対策等の実施
  - ④安全装備の配備や森林除染研修等による放射線障害防止対策の実施
  - ⑤長袖、手袋、マスクの使用等による身体等の放射性物質による汚染防止
  - ⑥被ばく線量管理、作業上の措置、健康診断等除染電離則(\*1)等関係制度(\*2)の遵守
- \*1「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」
- \*2「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等

## (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

### ア 高性能機械等の導入促進

林業生産性の向上と低コスト林業を推進し、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、機械の自動化を含む高性能林業機械の開発や従来型機械の改良を進めるとともに、高性能林業機械の導入と稼働率の向上を促進するものとします

また、高性能林業機械等の導入及び効率的な利用を確保するため、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者や技能者の養成を計画的に推進するとともに、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備を推進するものとします。

なお、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、5（2）の表8を目安として林道及び森林作業道を整備するものとします。

## イ 伐出作業における機械作業システムの目標

区 分		作業システム	作 業 内 容
緩傾斜地	高性能	ハーベスタ・フォワーダタイプ	ハーベスタ → フォワーダ (伐木・造材) (短幹集材)
	改良在来	トラクタタイプ	チェンソー → トラクタ → チェンソー (伐木) (集材) (造材)
急傾斜地	高性能	タワーヤーダ・プロセッサタイプ	チェンソー → タワーヤーダ → プロセッサ (伐木) (全木集材) (造材)
	改良在来	集材機タイプ	チェンソー → 集材機 → チェンソー (伐木) (集材) (造材)

## ウ 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとします。

### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進を図るため、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大により、多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるものとします。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産、放射性物質検査によって安全性が確認された県産材の供給を促進し、県産材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、地域のネットワークを強化することにより、地域の木材の利用促進に努めるものとします。

その際、合法伐採木材等の流通及び利用の促進にかかる法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

### (6) その他必要な事項

#### ア 山村地域の生活環境の整備

林業及び木材産業の成長発展や森林空間の利用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進するものとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとします。

さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

#### イ 国有林と民有林の連携

関東森林管理局と締結した「豊かな森林づくりに関する覚書」に基づき、民有林・国有林の枠を超え関係者が連携して、福島県の豊かな森林づくりに取り組むこととします。

#### ウ 持続的な吸収源対策

持続的な吸収源対策に向けて、森林施業の集約化などによる効率的な間伐等の実施、エリートツリーの種苗生産体制の確立等に努めることとします。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、下記のとおりとします。

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水源の涵養や土砂の流出、崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林は、別表4のとおりです。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 該当なし

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

イ 土石の切取・盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

なお、土砂の流出又は崩壊、水害等の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その状況に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。

ウ 林地開発許可制度を厳正に運用するとともに、太陽光発電設備の設置に当たっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとします。

#### (4) その他必要な事項

森林内の土壌が流出するおそれがある箇所には、表土の保全や放射性物質の拡散抑制の観点から、適切な間伐等の実施により植生の早期回復に努め、併せて、柵工等により土壌の移動や流出を防ぐ措置を適切に行うものとします。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配置状況等を踏まえ、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて、保安林の配置を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

本計画における保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、第6の5の(1)のとおりです。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区<sup>かん</sup>については、流域の地形、気象、土壌等自然条件、指定の目的、受益の対象等を勘案し、水源涵養又は災害の防備の目的のために、保安施設事業（森林の造成事業、又は、森林の造成若しくは維持に必要な事業）を行う必要があると認めるとき、その事業を行うために必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定します。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

阿武隈高地は、風化の進行した非常に脆弱な地質に代表される古期花崗閃緑岩が広く分布し、また、双葉断層や破碎帯が数多く発達しているため、山腹崩壊や溪岸崩壊、地滑りの発生が見られます。また、海岸付近は段丘が発達し、住宅地が密集している丘陵地の裾地には、山腹崩壊危険地が数多く存在しています。

治山事業については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関して、事前防災・減災の考え方に立ち、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進し、住民生活の安全を確保することとします。また、流域治水の取組と連携し、浸透・保水機能の維持・向上や山地災害のおそれがある森林の巡視など安全確保に努め、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととします。

なお、計画区域内の河川延長は短く、中小の河川とため池が多いため、阿武隈山系の森林は各市町村の水源地域となっており、また、海岸沿いの森林は潮害、飛砂を防止する防災林として位置付けられていることから、水源涵養機能等、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るため森林整備を合わせて進めるとともに、被災した海岸防災林の復旧に当たっては、津波等に対して減災効果が十分に発揮されるよう林帯幅を拡大するなど、従来より災害に強い多機能な防災林の造成を図ります。

本計画における治山事業の種類別、箇所別数量については、第6の5の(3)のとおりです。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる「特定保安林」のうち、早急な施業を実施する必要がある森林を「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業方法や実施時期等を定めた上で、その実施の確保を図ることとします。

本計画における要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期については、第6の6のとおりです。

### (5) その他必要な事項

特になし

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の設定等については、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域について設定するものとします。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

なお、ニホンジカによる顕著な森林被害は認められていませんが、被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講じることとします。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所の調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内での森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫獣害や林野火災、気象災害等による森林被害は、林業経営上の損失ばかりでなく、森林の持つ公益的機能の低下をもたらすことから、それらの発生予防と拡大防止対策について、地域との連携を図りつつ総合的に推進するものとします。

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとします。

なお、避難指示区域内の保全すべき森林については現時点で立ち入り等の制限があります。本計画の計画期間（10年）内に行われる特定復興再生拠点の整備や区域の見直し等、状況の変化に即して、速やかに防除対策を講じていくこととします。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じていくこととします。

##### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等、健全な森林整備を推進していくこととします。

##### (3) 林野火災の予防の方針

地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然防止に努めていくこととします。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

##### (4) その他必要な事項

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等も進めていくこととします。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくこととします。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の整備については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）」第5条の2に基づき、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

### （1）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情や利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業を行う担い手が存在するとともに、公衆の利用に供する森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定するものとします。

### （2）その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う水源涵養<sup>かん</sup>や県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、多様な施設の整備を行うものとし、施設の位置や規模、配置、構造等については、当該森林によって確保されている保健機能を損なうことがないように十分に配慮するものとします。

また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とします。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制・防火施設の整備並びに利用者の安全及び安全で円滑な交通の確保に留意するものとします。



## 第6 計画量等

本計画区における計画量を次のとおり計画しました。

なお、避難指示区域は現時点で立ち入り等の制限がありますが、本計画の計画期間（10年）内には除染の状況や区域の見直し等により状況が変化します。そこで、森林の有する多面的機能の高度発揮や放射性物質の拡散抑制対策を推進する観点から、状況の変化に即し速やかに対応するため、避難指示区域内であっても計画量を計上しております。

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

計画期間内における伐採立木材積を次表のとおり定めます。

なお、市町村ごとの計画量については、別表1のとおりとしました。

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,676	4,364	312	3,511	3,199	312	1,165	1,165	—
うち前半5年分	2,185	2,048	137	1,609	1,472	137	577	577	—

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

### 2 間伐面積

間伐に係る伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案し、次のとおり計画しました。

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	17,612
うち前半5年分	8,787

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案して、次のとおり計画しました。

なお、市町村ごとの計画量については、造林の計画が伐採と連動していることから、伐採材積と同じく別表2のとおりとしました。

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	7,691	4,744
うち前半5年分	3,555	2,273

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

変更無し（令和4年度樹立 地域森林計画書のとおり）

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	19,010	17,801	
水源涵養のための保安林	8,909	8,215	
災害防備のための保安林	10,027	9,528	
保健、風致の保存等のための保安林	1,417	1,401	

(注1)複数の種類で指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない。

(注2)「水源涵養のための保安林」とは森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは第2号から第7号までの目的、「保健、風致の保存等のための保安林」とは第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。なお、保安林の種類については、別表8の別紙2参照。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等については、別表5のとおりです。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

変更無し（令和4年度樹立 地域森林計画書のとおり）

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

特になし

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の数量については、事業の重要性、緊急度等を勘案し、林班（尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域）を単位として、別表6のとおり計画しました。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

変更無し（令和4年度樹立 地域森林計画書のとおり）

# 別 表

以下、別表 3、4、7、8 については変更なし。

別表 3 林道の開設及び拡張に関する計画  
(令和 4 年樹立 地域森林計画書 別表 3 に同じ)

別表 4 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区  
(令和 4 年度樹立 地域森林計画書 別表 4 に同じ)

別表 7 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法  
及び時期  
(令和 4 年度樹立 地域森林計画書 別表 7 に同じ)

別表 8 保安林その他制限林の施業方法  
(令和 4 年度樹立 地域森林計画書 別表 8 に同じ)

別表1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐			
	合計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	
総 数	4,676	4,364	312	3,511	3,199	312	1,165	1,165	-	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	165	153	11	123	111	11	42	42	-
	新地町	54	46	8	41	33	8	13	13	-
	南相馬市	1,630	1,504	125	1,221	1,096	125	408	408	-
	飯舘村									
	広野町									
	楢葉町									
	富岡町									
	川内村									
	大熊町									
	双葉町									
	浪江町									
	葛尾村									
計	1,849	1,704	145	1,385	1,241	145	463	463	-	
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	2,827	2,660	167	2,125	1,958	167	702	702	-
	計	2,827	2,660	167	2,125	1,958	167	702	702	-

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表2 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分		人 工 造 林	天 然 更 新	備 考
総 数		7,691	4,744	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	305	425	
	新地町	65	65	
	南相馬市	3,188	2,370	
	飯舘村			
	広野町			
	檜葉町			
	富岡町			
	川内村			
	大熊町			
	双葉町			
	浪江町			
	葛尾村			
計	3,558	2,860		
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	4,133	1,884	
	計	4,133	1,884	

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

総括表

単位 面積：ha

指定/解除	種類	森林の所在	面積		備考
		農林事務所		うち前半5年分	
指定	水源かん養保安林	相 双	1,051	464	
		い わ き	<u>126</u>	<u>19</u>	
		計	<u>1,177</u>	<u>483</u>	
	土砂流出防備保安林	相 双	389	190	
		い わ き	269	16	
		計	658	206	
	土砂崩壊防備保安林	相 双	7	7	
		い わ き	<u>26</u>	<u>5</u>	
		計	<u>33</u>	<u>12</u>	
	潮害防備保安林	相 双	529	529	
		い わ き	1	1	
		計	530	530	
	干害防備保安林	相 双	52	25	
		い わ き	-	-	
		計	52	25	
	保健保安林	相 双	37	33	
		い わ き	12	-	
		計	49	33	
	合 計	相 双	2,065	1,248	
		い わ き	<u>434</u>	<u>41</u>	
		計	<u>2,499</u>	<u>1,289</u>	

指定/解除	種類	森林の所在	面積		備考
		農林事務所		うち前半5年分	
解除	水源かん養保安林	相 双	1	1	
		い わ き	<u>2</u>	<u>2</u>	
		計	<u>3</u>	<u>3</u>	
	土砂流出防備保安林	相 双	3	3	
		い わ き	<u>3</u>	<u>3</u>	
		計	<u>6</u>	<u>6</u>	
	土砂崩壊防備保安林	相 双	-	-	
		い わ き	<u>1</u>	<u>1</u>	
		計	<u>1</u>	<u>1</u>	
	防風保安林	相 双	2	2	
		い わ き	<u>0</u>	<u>0</u>	
		計	<u>3</u>	2	
	水害防備保安林	相 双	-	-	
		い わ き	<u>2</u>	<u>2</u>	
		計	<u>2</u>	<u>2</u>	
	潮害防備保安林	相 双	9	8	
		い わ き	3	<u>2</u>	
		計	12	<u>10</u>	
	干害防備保安林	相 双	1	1	
		い わ き	-	-	
		計	1	1	
	保健保安林	相 双	4	4	
		い わ き	2	<u>1</u>	
		計	6	<u>5</u>	
合 計	相 双	20	19		
	い わ き	<u>13</u>	<u>11</u>		
	計	<u>33</u>	<u>30</u>		

(注) 「-」は該当なしを示す。



指定/解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指定	水源かん養 保安林	相馬市	46, 47, 112, 122, 125, 128, 129	100	50	水源の <sup>かん</sup> 涵養	
		南相馬市（原町）	35, 37	70	30		
		南相馬市（鹿島）	25, 26, 27, 28, 29, 30, 57, 59	50	20		
		南相馬市（小高）	35, 36, 38, 39, 40, 41, 42	50	20		
		新地町	5, 22	41	21		
		飯館村	8, 9, 10, 11, 12, 52, 53, 62, 70, 74, 79, 80	80	10		
		広野町	26, 27, 28, 30, 31, 32, 35	40	23		
		檜葉町	13, 14, 15	50	25		
		富岡町	27, 28, 29, 30	60	26		
		川内村	19, 35, 36, 43	80	33		
		大熊町	14, 15, 16, 17, 18	60	26		
		双葉町	24, 28, 31, 33	60	30		
		浪江町	20, 21, 22, 23, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 65	250	120		
		葛尾村	6, 7, 8, 9	60	30		
	小計		1,051	464			
	土砂流出 防備保安林	相馬市	46, 50, 51, 52, 89, 92, 94, 124, 125, 137, 138	70	35	土砂の流出の防備	
		南相馬市（原町）	39, 46, 47, 48, 51	30	15		
		南相馬市（鹿島）	31, 32, 33, 41, 42, 50	44	22		
		南相馬市（小高）	42, 46, 49	18	9		
		新地町	4, 16, 17, 18	16	8		
		飯館村	3, 6, 13, 14, 15, 16, 28, 36, 57, 58	82	40		
		広野町	9, 11, 12, 38	12	6		
		檜葉町	17, 29	10	5		
		富岡町	9, 10, 23	31	13		
		川内村	21, 42, 60, 61, 63	41	20		
		大熊町	23, 24, 28	6	3		
		双葉町	37, 38	11	5		
		浪江町	38, 63	12	6		
		葛尾村	3, 10	6	3		
	小計		389	190			
	土砂崩壊 防備保安林	南相馬市（鹿島）	16	1	1	土砂の崩壊の防備	
		新地町	6	2	2		
		広野町	16	1	1		
		檜葉町	9	1	1		
		川内村	70	1	1		
		浪江町	34	1	1		
	小計		7	7			

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
指定	潮害防備 保安林	相馬市	1, 3, 6, 13	101	101	潮害の防備	
		南相馬市（原町）	1, 4, 10, 65, 66	63	63		
		南相馬市（鹿島）	86	90	90		
		南相馬市（小高）	11, 14, 20, 26	124	124		
		檜葉町	28, 31, 32	29	29		
		富岡町	5	30	30		
		双葉町	63	20	20		
		浪江町	3, 9	72	72		
		小計		529	529		
干害防備 保安林	干害防備 保安林	相馬市	123	5	2	干害の防備	
		南相馬市（原町）	32	5	2		
		飯館村	29	24	12		
		浪江町	23	18	9		
		小計		52	25		
保健保安林	保健保安林	南相馬市（原町）	10	5	5	公衆の保健	
		南相馬市（鹿島）	48	8	4		
		南相馬市（小高）	26	1	1		
		飯館村	29	1	1		
		広野町	38	1	1		
		川内村	7	1	1		
		双葉町	63	10	10		
		浪江町	1	10	10		
		小計		37	33		
合 計				2,065	1,248		

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
解除	水源かん養 保安林	相馬市	111	1	1	指定理由の消滅	
		小計		1	1		
	土砂流出 防備保安林	飯館村	14, 16	1	1	指定理由の消滅	
		富岡町	24	1	1		
		浪江町	21	1	1		
		小計		3	3		
	防風保安林	檜葉町	32	1	1	指定理由の消滅	
		浪江町	9	1	1		
		小計		2	2		
	潮害防備 保安林	南相馬市（原町）	65	1	1	指定理由の消滅	
		南相馬市（小高）	27	2	2		
		広野町	38	2	1	道路用地	
		浪江町	3, 9	4	4	指定理由の消滅	
		小計		9	8		
	保健保安林	南相馬市（原町）	65	1	1	指定理由の消滅	
		南相馬市（鹿島）	1	1	1		
		南相馬市（小高）	27	1	1		
		大熊町	8	1	1	道路用地	
		小計		4	4		
干害防備 保安林	大熊町	8	1	1	道路用地		
	小計		1	1			
合計				20	19		

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町村	区域					
指定	水源かん養 保安林	いわき市 (小川)	2	25		水源の涵養		
		(川前)	33, 34, 35	96	14			
		(田人)	50	5	5			
		小計		126	19			
	土砂流出 防備保安林	いわき市 (田人)	4, 5	75	75	3	土砂の流出の防備	
		(遠野)	1, 3	80	80			
		(三和)	39	69	69	13		
		(川前)	11, 14	45	45			
	小計		269	269	16			
	土砂崩壊 防備保安林	いわき市 (平)	3, 13, 28	7	7	3	土砂の崩壊の防備	
		(三和)	144	1	1	1		
		(遠野)	4	17	17			
		(田人)	26	1	1	1		
	小計		26	26	5			
	潮害防 備保安林	いわき市 (平)	19	1	1	1	潮害の防備	
小計			1	1	1			
保健保安林	いわき市 (平)	84	12	12		公衆の保健		
	小計		12	12				
合計				434	41			

指定/解除	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
解除	水源かん養保安林	いわき市(川前)	33	2	2	発電施設用地	
		小計		2	2		
	土砂流出防備保安林	いわき市(平)	56	1	1	指定理由の消滅 道路用地 砂防施設用地	
		(遠野)	2,55	1	1		
		(好間)	24	2	2		
		(川前)	27	1			
		(四倉)	20	1	1		
		(湯本)	2	1	1		
		(小川)	24	1	1		
	小計		3	3			
	土砂崩壊防備保安林	いわき市(好間)	24	1	1	道路用地	
		小計		1	1		
	防風保安林	いわき市(平)	77	1		指定理由の消滅	
		小計		0	0		
	水害防備保安林	いわき市(平)	24	1	1	道路用地及び 河川堤防用地	
		(小川)	24,35	2	2		
		小計		2	2		
	潮害防備保安林	いわき市(平)	19,20,77	2	2	海岸保全施設用地 指定理由の消滅 道路用地 河川堤防用地 排水機施設用地	
		(勿来)	65,90	1	1		
		(四倉)	2	1	1		
小計			3	3			
保健保安林	いわき市(平)	19,20	2	2	海岸保全施設用地 砂防施設用地		
	(湯本)	2	1	1			
	小計		2	2			
合計				13	11		

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

別表6 実施すべき治山事業の数量

相双農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
相馬市	中州(13)	1	1	森林造成	
	白谷(44,45)	2		溪間工・山腹工	
	山上(79)	3	3	溪間工・山腹工	
	柚木(23)	1		山腹工	
	大洲(7,13)	2	1	森林造成等	
	古磯部(2,3,4,6)	1	1	森林造成等	
	立切南(1)	1	1	森林造成等	
	小計	11	7		
南相馬市					
(原町)	社地神(51)	1		溪間工	
	大原(52,54)	2		溪間工・本数調整伐	
	下渋佐(10)	1		植栽工等	
	北泉(65)	1	1	森林造成等	
	金沢(65,66)	1		森林造成等	
	萱浜(10)	1	1	森林造成等	
	雫(10)	1		森林造成等	
	小浜(4)	1	1	森林造成等	
	小沢(1)	1	1	森林造成等	
	大谷(47)	1	1	溪間工	
	高倉(39)	1	1	溪間工	
	小計	12	6		
(鹿島)	上栃窪(50,51,56,57)	5	1	溪間工・山腹工	
	栃窪(61,65,66)	4	1	溪間工・山腹工	
	瀬ノ沢(54)	1		溪間工・本数調整伐	
	小山田(30,31,33)	2		溪間工	
	檀原(36,38,39,41-43)	6		山腹工・溪間工・ 本数調整伐	
	小池(16)	1		山腹工	
	北海老(86)	1	1	森林造成等	
	南海老(86)	1	1	森林造成等	
	南右田(86)	1	1	森林造成等	
	鳥崎(1)	1	1	森林造成等	
	小計	23	6		
(小高)	村上(26)	2	1	山腹工・森林造成等	
	大富(49)	1		溪間工	
	大井(27)	1	1	森林造成等	
	金谷(37)	2		山腹工・溪間工	
	前谷地(14)	1	1	森林造成等	
	浦尻(1,13)	1	1	森林造成等	
	大田和(22)	1	1	溪間工	
	小計	9	5		
計		44	17		

## 相双農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
新地町	駒ヶ嶺(4,6)	2	1	山腹工	
	谷地小屋(18)	1		溪間工	
	一ツ滝(23)	2	1	溪間工・山腹工	
	小計	5	2		
飯館村	木戸木(6)	1		溪間工	
	佐須(9)	1		溪間工	
	岩部(53)	1		溪間工	
	飯樋(58)	1	1	溪間工	
	大倉(3,16,17)	5	5	溪間工・山腹工	
	小計	9	6		
広野町	上浅見川(35)	1		溪間工	
	下浅見川(38)	1		山腹工・本数調整伐	
	上北迫(43)	1		山腹工	
	折木(12)	2	1	溪間工・山腹工	
	小計	5	1		
檜葉町	波倉(28,29)	2	1	山腹工・森林造成等	
	松倉(48)	1		溪間工	
	大坂(9)	1	1	山腹工	
	井出(31)	1	1	森林造成等	
	山田浜(32)	1	1	森林造成等	
	大谷(17)	1	1	溪間工	
	小計	7	5		
富岡町	上手岡(23)	2		溪間工・山腹工	
	赤木(19)	1		溪間工	
	岩井戸(10)	1		山腹工	
	毛萱(5)	1	1	森林造成等	
	小計	5	1		
川内村	下川内(38,46,70,71,81,82)	7	2	溪間工・山腹・ 本数調整伐	
	上川内(7,22,24,89,90)	5	3	溪間工・山腹工	
	小計	12	5		
大熊町	大川原(16)	1		溪間工	
	野上(28,29)	6		山腹工・溪間工	
	熊川(2)	1		森林造成	
	小計	8			

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
双葉町	山田(23)	1		溪間工	
	石熊(26)	1		溪間工	
	松倉(48,49)	2		溪間工	
	上羽鳥(46,47,49)	4		溪間工・山腹工	
	中野(63)	5	3	植栽工・本数調整伐・ 防潮工・山腹工 森林造成等	
	中浜(63)	2	2	防潮工・森林造成等	
	小計	15	5		
浪江町	室原(28)	1		溪間工	
	川房(37,64)	3		溪間工	
	大堀(20,24)	2	1	山腹工	
	上貝ノハケ(24)	1	1	山腹工	
	高倉(17)	1		山腹工	
	井手(13)	1		溪間工	
	川添(25)	1		山腹工	
	棚塩(8,9)	1	1	森林造成等	
	請戸(3)	2	2	森林造成等	
	小計	13	5		
葛尾村	落合(9)	1		溪間工	
	小計	1			
合 計		135	54		



森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
いわき市					
(平)	新舞子(19,20,74,77)	1	1	下刈り、本数調整伐	
	寺前(7)	1	1	山腹工	
	南作(80)	1	1	山腹工	
	脇ノ作(13)	2	2	山腹工	
	吉野作(46)	1	1	山腹工	
	小塚(3)	1	1	山腹工	
	薄磯三丁目(3)	1	1	山腹工	
	南作(3)	1	1	山腹工	
	北茨(52)	1	1	本数調整伐	
	後沢(54)	1		本数調整伐	
	横道(55)	1		本数調整伐	
	大平(56)	1		本数調整伐	
	小計	13	10		
	(常磐)	湯ノ岳(28)	1	1	除伐
花木下(12)		1	1	山腹工	
小計		2	2		
(小名浜)	船付(13)	1	1	山腹工	
	小計	1	1		
(内郷)	平太郎(25)	1	1	山腹工	
	小計	1	1		
(田人)	井戸沢(7,8)	2	2	本数調整伐	
	大久保(76)	1		山腹工	
	銭口(7)	1		山腹工	
	宝坂(88)	1	1	山腹工、本数調整伐	
	下毛(4)	2	2	山腹工、溪間工	
	下毛Ⅱ(4)	2	2	溪間工	
	風越(46)	1	1	除伐	
	小計	10	8		
(小川)	和具(9)	1	1	下刈り	
	光平(24)	1	1	本数調整伐	
	前林(25)	1	1	本数調整伐	
	スス原(33)	1	1	山腹工	
	川向(33)	1	1	山腹工	
	五郎兵衛釜(34)	2	1	溪間工	
	小計	7	6		
(三和)	細戸(5,6)	1		溪間工	
	戸沢(144)	1	1	下刈り	
	根小屋(97)	2	2	溪間工、下刈り	
	小計	4	3		
(好間)	成沢(9,10)	1	1	地すべり防止工	
	小計	1	1		

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
(四倉)	新舞子(1,2)	1	1	植栽工	
	東山(1,2)	1	1	本数調整伐	
	玉山(32)	1		山腹工	
	中山(7)	1	1	山腹工	
	田戸(40)	1	1	山腹工	
	志津(41)	1	1	山腹工	
	小計	6	5		
(川前)	中ノ萱(2)	1	1	溪間工	
	芹ヶ作(26)	1	1	本数調整伐	
	栃棚(27)	1	1	本数調整伐	
	小計	3	3		
(久之浜)	金ヶ沢(6,8)	1		山腹工	
	小計	1	0		
(大久)	寺ノ作(12)	2	2	下刈り、除伐、山腹工、溪間工	
	滝尻(37)	1	1	溪間工	
	小計	3	3		
計		52	43		
合 計		52	43		